

被保険者 各位

カルビー健康保険組合
理事長 人見 泰正
(公印省略)

災害救助法適用地域にお住まいで被災された皆様へ

この度の令和5年台風第7号に伴う災害により京都府、兵庫県及び鳥取県4市2町に災害救助法の適用が決定されました。被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

カルビー健康保険組合では、災害救助法適用地域(災害救助法適用地域については、別紙 内閣府発表の「災害救助法の適用について」を参照ください)にお住まいで被災された方に、下記方法により、医療費の窓口自己負担金を免除する「一部負担金免除証明書」を発行いたしますので、当健康保険組合まで申請ください。

記

○医療費の窓口自己負担金が免除となる方

災害救助法適用地域にお住まい(※1)のカルビー健康保険組合加入者で、今回の災害により家屋損傷等の被害(住宅全・半壊・床上浸水又はこれに準ずる被災)を受け、該当期間内に保険診療(※2)を受けた方。

※1 災害発生時において、災害救助法適用地域に居住し、適用地域に住所の届出がある方。

※2 入院時食事代、生活療養負担額、柔整、鍼灸、マッサージ等は免除の対象外です。

○申請方法

お住まいの自治体発行の「り災証明書」を添付の上、当健康保険組合まで、別紙「医療費一部負担免除申請書」をご提出ください。当健康保険組合にて審査のうえ、「一部負担金免除証明書」を発行いたします。この証明書を医療機関等の窓口へ呈示することで、医療費の窓口自己負担金の支払いが免除されます。

○一部負担金免除期間

災害救助法の適用日から令和5年11月30日(被災日より3か月経過後の末日)まで。

※医療費の窓口負担割合に応じ、それぞれの自己負担金を免除いたします。

- ・一般の方 … 医療費の3割負担
 - ・未就学児の方 … 医療費の2割負担
 - ・高齢受給者(70歳～74歳)
 - 一般の方 … 医療費の2割負担
 - 現役並み所得の方 … 医療費の3割負担
- (標準報酬月額28万円以上)

以上

〒321-3231

保険者番号 06090450

栃木県宇都宮市清原工業団地23-7

カルビー健康保険組合 電話 028-670-8119

(受付時間 土日、祝祭日を除く8:30より17:00)

